

# ご存知ですか？

せ い ね ん こ う け ん せ い ど

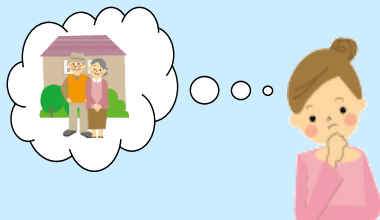
## 成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではないかたについて、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

**こんなときは、ご相談ください。（相談窓口は、裏面をご覧ください）**

**親と離れて暮らしています。**

認知症が進み、施設入所を考えています。  
今、住んでいる自宅や土地の処分を代行したい。（法定後見制度）



**知的障がい・精神障がいのある子どもと暮らしています。**

自分が亡くなったあとのことが心配です。  
（法定後見制度）



**一人暮らし高齢者が近所に住んでいます。**

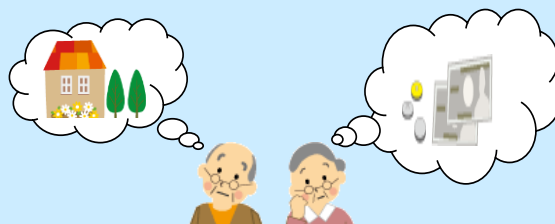
認知症が進んでいるようです。最近、見知らぬ人が出入りしていて心配です。  
（法定後見制度）

悪徳商法



**高齢者夫婦で暮しています。**

将来のために、今のうちから誰かに財産管理のことなどをお願いしておきたい。  
（任意後見制度）



成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

## 法定後見制度

すでに判断能力のない、あるいは不十分なかたが対象です。

本人の能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられます。

後  
見



判断能力が全くないかた

例えば、買い物にも支援が必要な状態



支援する人  
成年後見人



保  
佐



判断能力が著しく不十分なかた

例えば、買い物はできるが、計画的な金銭  
管理は難しい状態



支援する人  
保佐人



補  
助



判断能力が不十分なかた

例えば、おおむね判断できるが、不動産の  
処分など重要な判断は補助が必要な状態



支援する人  
補助人



## 任意後見制度

判断能力があるかたが対象です。

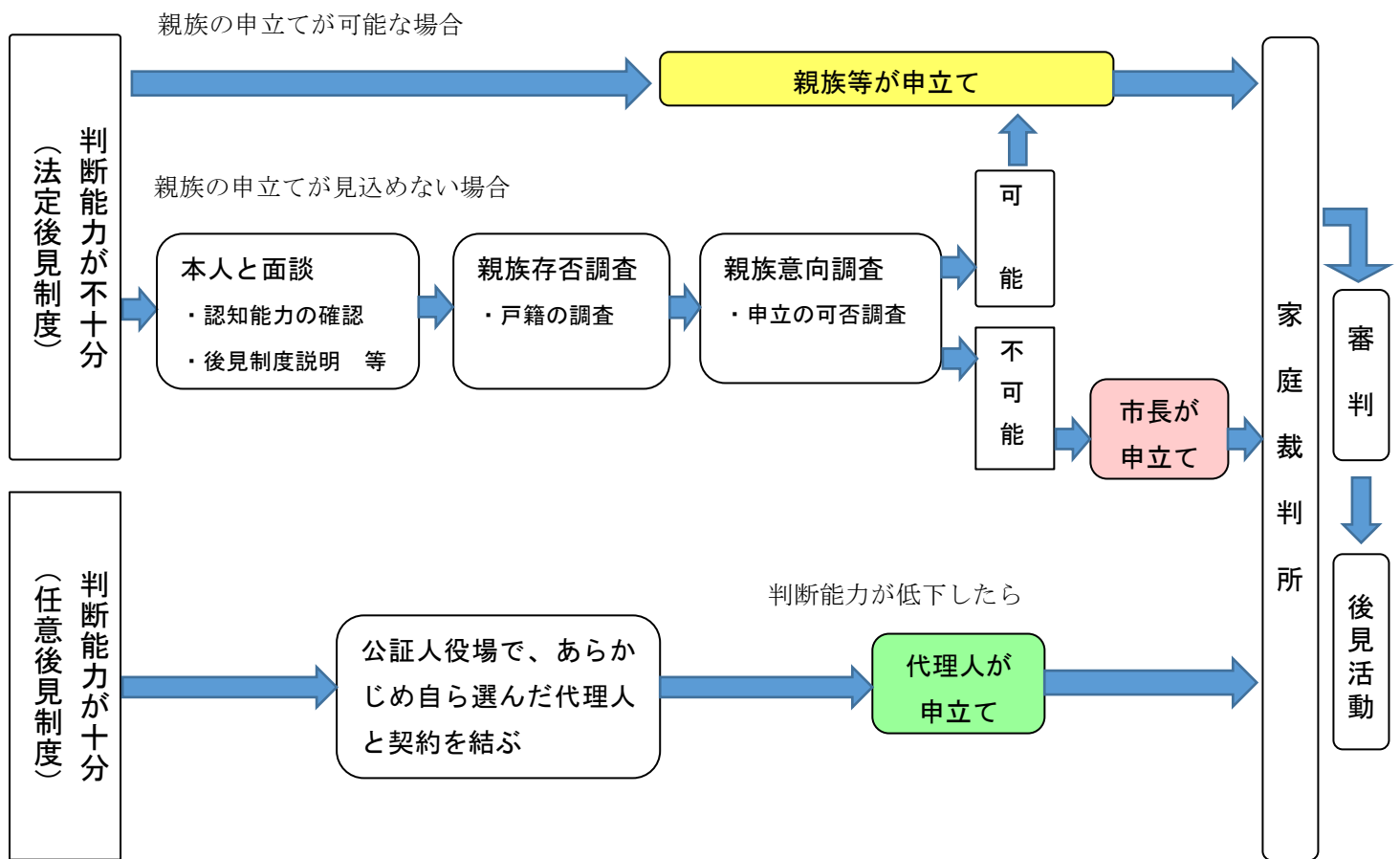
将来、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ自分で選んだ代理人（任意後見人）に、契約で定めておいた施設入所契約や財産管理などの代理権を与える制度です。



公証役場で、任意後見人と支援内容・方法を決め、公証人が作成する公正証書を契約します。

その後、判断能力が低下して支援が必要になった時に、任意後見人が支援します。

## 一般的な手続きの流れ



### 申立てができる人

本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長

### 申立てに必要な書類

申立書、戸籍謄本、住民票、登記されていないことの登記事項証明書、医師の診断書、資産・収入などを証する資料

### 費用

#### 【申立費用（法定後見開始の審判）】

- ・ 申立手数料 800 円  
(代理権・同意権の付与の申立がある場合は、それぞれにつき 800 円の手数料必要)
- ・ 登記手数料 2,600 円
- ・ 郵便切手 3,000 円
- ・ 鑑定料（必要時）実費

### 後見人等への報酬

家庭裁判所が本人の資力、後見人等の職務内容などを考慮して決定

※生活保護受給者やそれに準ずるかたには、法定後見の申立費用や後見人等への報酬を助成する制度があります。

# 不安のあるかたは、まずご相談ください

## 市の相談窓口

○駅前庁舎 〒030-0801 青森市新町一丁目 3-7

高齢者支援課 TEL : 017-734-5326 FAX : 017-734-5789

障がい者支援課 TEL : 017-718-1076 FAX : 017-734-5329

○浪岡庁舎 〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-1

健康福祉課 TEL : 0172-62-1113 FAX : 0172-62-0023

## お近くの相談窓口



| 高齢者のかたの相談窓口       | 住 所                    | 電話番号         |
|-------------------|------------------------|--------------|
| 青森市地域包括支援センターおきだて | 青森市富田五丁目 1 8 - 3       | 017-761-4580 |
| 青森市地域包括支援センターすずかけ | 青森市里見二丁目 1 3 - 1       | 017-761-7111 |
| 青森市中央地域包括支援センター   | 青森市新町二丁目 1 - 8         | 017-723-9111 |
| 青森市東青森地域包括支援センター  | 青森市浜館六丁目 4 - 5         | 017-765-3351 |
| 青森市南地域包括支援センター    | 青森市妙見三丁目 1 1 - 1 4     | 017-728-3451 |
| 青森市東部地域包括支援センター   | 青森市矢田前字弥生田 4 7 - 2     | 017-726-5288 |
| 青森市おおの地域包括支援センター  | 青森市東大野二丁目 1 - 1 0      | 017-711-7475 |
| 青森市地域包括支援センター寿永   | 青森市大字高田字川瀬 1 8 7 - 1 4 | 017-739-6711 |
| 青森市地域包括支援センターのぎわ  | 青森市大字羽白字野木和 4 5        | 017-763-2255 |
| 青森市地域包括支援センターみちのく | 青森市港町三丁目 6 - 3         | 017-765-0892 |
| 青森市地域包括支援センター浪岡   | 青森市浪岡大字浪岡字稲村 2 7 4     | 0172-69-1117 |
| 障がい者のあるかたの相談窓口    | 住 所                    | 電話番号         |
| 地域生活支援センター八甲      | 青森市問屋町一丁目 1 5 - 1 0    | 017-728-8601 |
| 地域活動支援センターすばる     | 青森市大字四ツ石字里見 7 5 - 2    | 017-764-2424 |
| 地域活動支援センターやましろ    | 青森市大字六枚橋字磯打 9 5 - 2 6  | 017-754-3010 |
| 指定相談支援事業所青森中央     | 青森市新町二丁目 1 - 8         | 017-723-9911 |
| 指定相談支援事業所ほたる      | 青森市浪岡大字浪岡字稲村 2 7 4     | 0172-62-9294 |